

## 令和元年度 環境デュー・ディリジェンスに関する検討会（第2回） 議事録

日 時：令和元年 11 月 11 日(月) 10：00～12：00

会 場：経済産業省別館 第 1111 会議室

出席者：栗野委員、上妻委員、後藤敏彦委員長、後藤文昭委員、  
立川委員、富田委員、名取委員、柳田委員（五十音順）

議 事：

環境デュー・ディリジェンスに関する手引書（案）の検討

(配布資料)

資料1 令和元年度環境デュー・ディリジェンスに関する検討会 委員名簿

資料2 環境デュー・ディリジェンスに関する手引書（案）

資料3 環境デュー・ディリジェンスに関する手引書（案）全体の方向性

参考資料 第1回議事まとめ（机上配布のみ）

### I. 開会

#### <議事・資料確認>

##### ○ 事務局

本日はお忙しいところありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和元年度の第2回「環境デュー・ディリジェンスに関する検討会」を開催させていただきます。

議事に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。（議事次第に基づき説明）それでは委員長、よろしく願いいたします。

### II. 議事

#### <資料説明>

##### ○ 委員長

本日はまず、資料3の環境デュー・ディリジェンスに関する手引書（案）全体の方向性について、事務局よりご説明いただきたいと思います。

##### ○ 事務局

全体といたしましては、第1章から第9章までで構成する案とさせていただきますお

ります。

第1章が「はじめに」、第2章「本手引書の目的」、第3章「環境デュー・ディリジェンス規制に関する国際的動向」として日本企業に関連する国際的動向を記載する案です。第4章「環境デュー・ディリジェンス・プロセスの概念」、第5章が「デュー・ディリジェンス・プロセスの考え方」として2つに分けております。(1)が「OECDガイダンスのDDプロセス」、(2)が「DDプロセスを適用する際の留意点」です。この第4章と第5章に関しましては、今回の手引書の非常に重要な要素と捉えておりますので、この後、資料2で説明をさせていただきます。第6章は「バリューチェーンマネジメントへのDDプロセス適用」です。「(1) 上流への適用」、「(2) 下流への適用」として、2つに分けて示したいと考えております。第7章では「リスクマネジメントとの関連付け」を説明したいと思っております。第8章は「重要な環境課題へのDDプロセス適用」ということで、「(1) 課題別の留意点」、「(2) 事例」を入れたいと考えております。企業の皆様にもご協力いただきながら、ヒアリングを実施させていただき、第8章の「(2) 事例」、もしくは各章ごとに事例を載せたほうがよいと思われるところに入れるということで対応させていただきたいと考えております。それから、第9章では「参考文献・付録」として、「(1) 参考文献」、「(2) 付録」とさせていただきたいと考えております。ここでは直接の参考文献ではないものの、理解を助けるような関連情報、実際の参考になるような既存ツールをご紹介させていただきたいと思っております。

手引書(案)の全体の方向性のご報告は以上です。

#### ○ 委員長

第4章と第5章について本日、ご議論いただきます。全体像について、前回の検討会で「環境デュー・ディリジェンスに関する手引書」というものを、例えばの案として「デュー・ディリジェンスに関する手引書 環境編」としてはどうか、というご意見がございましたが、これは未確定だろうということで、ひとまずこの名称としております。ただし、それぞれの章立てでは、例えば「デュー・ディリジェンス・プロセス」といった言葉に「環境」の文字はあえてつけておりません。特に環境に特化したところでは、第8章で環境課題が明確になるかと思っております。

全体についてのご意見は後ほどいただきたいと思っておりますので、まず第4章の原案についてお話いただきたいと思っております。

#### ○ 事務局

資料の主だった内容をご説明させていただきます。資料2の5ページ、第4章「デュー・ディリジェンス・プロセスとは」の「(1) DDプロセスの概念」をご覧ください。

デュー・ディリジェンスというものは日本ではまだ一般的な実務慣行になっておらず、概念自体が理解しにくいいため、「デュー・ディリジェンスとは何か」を理解するための解説という視点で整理させていただいております。ここでは概念の列挙や比較はしないということで考えております。具体的には、デュー・ディリジェンスの言

業としての元々の意味、西洋社会における法律用語、もしくはビジネス用語としての使われ方、OECD ガイダンスにおけるデュー・ディリジェンスの考え方をご紹介します。本手引書（案）につきましても、OECD ガイダンスの考え方に基づいて説明させていただく予定としております。すなわち、デュー・ディリジェンスを「企業が重要な環境課題に関する道義的な責任または注意義務を果たす上で実施すべき一連の行動プロセス」ということで説明する案としております。これらの内容が資料2の5、6、7ページに記載してございます。

引き続きまして、8ページからは、「(2) OECD ガイダンスのDD プロセス」を説明しております。ここでは、OECD ガイダンスにおけるデュー・ディリジェンス・プロセス基本構造を理解するために、デュー・ディリジェンス・プロセスの5つの手順を、本手引書ではより端的な表現に置き換えて、それぞれの手順の内容を解説させていただいております。

9ページをご覧ください。本手引書では、図表において、「①経営システムの確立」、「②悪影響・リスクの発見・原因分析」、「③原因の除去」、「④有効性評価」、「⑤情報開示」としてしております。このようにタイトルをつけて、9ページの下部から14ページにかけて、項目ごとに説明するという手引書の内容としております。

○ **委員長**

ただいまの説明について、ご質問がありましたらお聞きしたいと思います。

○ **栗野委員**

OECD ガイダンスは、管轄が経済産業省と理解しています。OECD のデュー・ディリジェンス・ガイダンスは日本では他には全く細かい解説がなされていないという理解でよろしいでしょうか。OECD ガイダンスについて環境の面だけとはいえ、あえて環境省で細かく解説してあげる必要性がなぜあるのかということを理解できていなかったもので、お聞きした次第です。

OECD ガイダンスは環境のことだけ書かれているわけではありませんよね。S も G も含まれています。そもそも OECD のデュー・ディリジェンス・ガイダンスとはどのようなものであるのかということも14ページまで解説されています。なぜ環境省がここまで細かく解説する必要があるのかというのは、「他の省庁で出ていないから」という理解でよろしいですか。

○ **環境省**

基本的にはそういう認識です。

○ **委員長**

他にご質問はございますか。なければ、引き続き第5章のご説明をお願いします。

○ **事務局**

15ページからは、「デュー・ディリジェンス・プロセスの運用とその留意点」を説明させていただいております。(1)が「DD プロセスの基本的構造」となっています。15ページの中ほどの図表のとおり、デュー・ディリジェンス・プロセスの流れを模式化し、プロセスの相互関係や特徴を俯瞰しながら解説しています。デュー・ディリ

ジェンス・プロセスというものは日常的であり、継続的な活動であるということ、経営システムの確立が重要であるということ、デュー・ディリジェンス・プロセスは予防手段であって、リスクアプローチやステークホルダー・エンゲージメントの活用が極めて重要であるということを記載しています。次に 18 ページからの「(2) DD プロセスを運用する際の留意点」として、第 4 章で説明した OECD ガイダンスのデュー・ディリジェンス・プロセスを実務で実際に運用していく際のポイントを解説しております。18 ページの図表にあるとおり、周りを取り囲む「a. ガバナンス体制の整備」、「b. リスク評価の徹底」、「c. 有効性評価スキームの構築」、「d. 停止・防止への対応」が留意点のポイントではなかろうかと考えております。

18 ページの「a. ガバナンス体制の整備」にある図表につきましては、「①意識改革」、「②統合思考」、「③責任体制」、「④長期ビジョン・戦略・ビジネスモデル」、「⑤内部統制」、「⑥情報管理」で構成しております。

続いて 21 ページの「b. リスク評価の徹底」です。22 ページの図表では「①ビジネスモデル」、「②バリューチェーンマップ」、「③ステークホルダー・エンゲージメント」、「④CSR 調達」を通じてリスク評価を徹底することが重要であるということを説明させていただきます。

24 ページからは、「c. 有効性評価スキームの構築」について説明しています。

26 ページからは「d. 停止・防止への対応」について説明しており、27 ページまで続いています。

ここまで、OECD ガイダンスに則りつつもそれらの留意点を平易に説明するという建付けとさせていただきます。

28 ページからは第 6 章に移りますが、ここからは本日のご指摘を踏まえたうえで進めてまいりたいと思っております。

## <意見交換>

### ○ 委員長

第 5 章の議論に入る前に、何かご質問はございますか。特にないようでしたら、第 4 章、第 5 章について、ご意見をいただきたいと思えます。前回と同様、議論につきましてはオブザーバーの皆様も挙手していただければご発言の機会を設けたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

### ○ 栗野委員

冒頭のところで、遅刻いたしまして申し訳ありません。すでに「本日は触れない」とお話があったのかもしれませんが、第 4 章の (1) を読んだときに、「DD プロセスの概念」という前に、デュー・ディリジェンスの定義論というものについて相当、割いていると感じました。「プロセスを扱います」というのは、序文に置くべきではないかと思えます。第 4 章の (1) に位置付けると、プロセスに入る前にデュー・ディリ

ジェンスとは何かというものを延々と読まされることになります。Redundant とまではいいませんが、表現をもう少し簡潔にさせていただきたいと思います。これを読むとかえって混乱するだろうという箇所もありましたので、その辺の整理は個別にさせていただければと思います。「プロセスとは」といいながら最初に「デュー・ディリジェンスを説明します」だと、読み進めていかないと概念整理がわからないという構成だったので、ここは分けたほうがよいのではないかと思います。具体的には、5、6、7ページはむしろ序文だと思います。「プロセスとして説明します」といっていて、「デュー・ディリジェンスはプロセスです」という定義に至るまでに3ページかかっています。そもそもこれが多すぎるという気がいたしますが、ここはもう少し分けたほうがよいと思います。

#### ○ 委員長

私個人の考え方としては、「OECD ガイダンスを読めばよいではないか」といってしまふと、本手引書のようなものをつくる必要は全くなくなってしまうと思っています。あとで後藤（文）委員にお聞きしたいのですが、最近ではOECDのファイナンシャルセクターのガイドも出ていますね。省庁の書類でよくあるケースとして、そういった参考資料をバラバラに、遡って調べていかなければなりません。そうではなく、一連の環境報告ガイドラインの中でデュー・ディリジェンスのことを重要視していて、それに対する手引書をつくらうという趣旨なので、それなりの解説が必要かなと私は思っています。

「プロセスの中に、最初に概念の説明が来るのはおかしいではないか」というご指摘はそのとおりかもしれませんので、デュー・ディリジェンスおよびプロセスという形で、概念とプロセスに分けるということを検討したいと思います。

それと、最初に「相当の注意 (reasonable care)」とありますよね。これは法律用語としては正しいのですが、国連は due diligence を「相当の注意」と訳すというルールにしてあります。「ビジネスと人権に関する指導原則」の訳を国連広報センターに載せていただいているのですが、私はそこでは、「デュー・ディリジェンス」で通したのです。当時、国連と相当掛け合って、民間訳だから「デュー・ディリジェンス」でよいということになりましたが、公式訳だと「相当の注意」と訳すことになっています。この「相当の注意」と訳してしまうと完全に誤解されてしまいます。脚注で、「この手引書ではデュー・ディリジェンスで通す」ということにしたほうがよいのではないかと思います。これが私の意見です。

他に「こうしたほうがよいのではないか」といったご意見がある方はいらっしゃいますか。

#### ○ 富田委員

先ほどの栗野委員のご意見に通じるところがあるかもしれません。

まず1点めです。この手引書（案）を拝見すると、OECDのガイダンスの解説書のようになってしまうですね。それ自体は悪い話ではないと思いますが、7ページにデュー・ディリジェンス概念の変遷の図があって、概念や言葉の使い方が従来のもの

から変わってきているということが書かれています。これは、OECD のデュー・ディリジェンス・ガイドランスの前に指導原則であり、紛争鉱物であり、それぞれが微妙に違ってきているということです。紛争鉱物でいえば、OECD が別のデュー・ディリジェンスのガイドラインを出していて、目的が違っていたりします。やはり、単に OECD のガイドランスの解説だけしていると、その辺の混乱がおそらく解消されないので、指導原則でどのように考えているのか、この手のガイドラインの他のものでデュー・ディリジェンスという概念をどのように扱っているのかということを引きちんと整理して、結果として OECD の RBC のガイドランスがよいということであれば、それに則っていくというやり方でよいと思います。第 4 章の導入部になるのか、もっと前になるのかはわかりませんが、そこはクリアにしておいたほうがよいと思います。

2 点めは、環境省がやるということで、環境にフォーカスしたということが前提ということは間違いないと思うのですが、ざっと読むと環境のことがなかなか出てこず、デュー・ディリジェンスの話ばかり出てくるので、何をやろうとしているのかが見えにくいと感じます。環境の話が前の方に出てこない、何を環境デュー・ディリジェンス・プロセスで解決しようとしているのかがわからず、読み進む意欲が落ちるような気がしています。環境の話が前の方に出てきたほうがよいというのが 2 点めです。

3 点めは、第 5 章で気になった箇所です。18 ページ以降の「(2) DD プロセスを運用する際の留意点」の「a. ガバナンス体制の整備」で、「①意識改革」、「②統合思考」と続いています。それから 21 ページ以降の「b. リスク評価の徹底」でも、「①ビジネスモデル」、「②バリューチェーンマップ」と続いています。この①、②というのは環境省オリジナルなのか、それともなんらかの引用文献があって登場した概念なのかが気になっています。前段のガバナンスはよいとして、次の「b. リスク評価の徹底」の①、②、③の並びが悪いのではないかと気になっています。これの引用元などが知りたいと思います。

7 ページのデュー・ディリジェンス概念の変遷の図表は、言わんとするところはわかるのですが、図だけを見ると昔のデュー・ディリジェンスの概念がなくなっているかのように見えます。昔の概念を使う人もいるので、概念が拡張されているという図にしたほうがいいのかと思います。当然、新しい「企業行動プロセス」が入っていないわけにはいかないのですが、昔のいわゆる注意義務という言葉使いで使っている人たちもいますし、デュー・ディリジェンスの使い方が限定されている分野もまだ存在していると思います。注意義務が否定されているようなニュアンスを与えてしまうと誤解を招いてしまうと感じています。

ひとまず、以上です。

## ○ 委員長

大変貴重なご指摘だと思います。変遷のことや、環境の話の前の方に、第 1、2、3 章でしっかりと書き込んで、それから第 4 章以降に進むという建付けにしたいと思っております。いただいたご指摘はそこに入れ込むように事務局と打ち合わせを

したいと思います。

第5章については、a、b、cや①、②、③といったことが確かにわかりにくいと思います。第5章の「(2) DD プロセスを適用する際の留意点」のタイトルのすぐ後ろに、この目次を入れるといったことをしないとわかりにくいですね。引用元については、脚注を入れるといったことですね。

○ **富田委員**

引用元があるのであればよいのですが、多分、オリジナル作品なのではないかと思えます。別にオリジナル作品が悪いといっているのではなくて、オリジナル作品であれば完成度を上げた方がよいと思います。例えば22ページにリスク評価の図がありますが、バリューチェーンマップとCSR調達がパラレル概念のように出てくるのですが、本来であればバリューチェーンマッピングをした後にCSR調達が出てくるべきで、独立概念ではなくて、そもそもマッピングをして、そこでどういう問題があるのかを見たとえCSR調達を始めるのが正しいやり方です。これが横並びになっているのは明らかに別 이슈 になっていておかしいです。また、ステークホルダー・エンゲージメントは、どちらかという横串に移動するのです。要素が出てくること自体はよいのですが、階層化されていないという印象を受けます。概念があまりにバラバラなので、読んでいて説得力がないという感じがします。

○ **委員長**

ありがとうございます。ただいまのご指摘はしっかりと検討したいと思えます。では、立川委員、どうぞ。

○ **立川委員**

富田委員からご指摘があった箇所に関連します。OECDのガイダンスをベースにつくるということですが、日本の企業向けにつくるということで、ISO14001との関係に言及したり、ゼロベースでシステムをつくるというニュアンスではなくて既存の毎日の運用の中でどのように使っていくかというところに触れたりしたほうがよいと思います。第7章でBCP、BCMにDDプロセスを組み込む際のポイントが挙げられています。せつかくなので、環境マネジメントシステムの中でどのように使うのかといったことや、どのようなところで有効なのかという点は入れたほうがよいと思います。

これは今後の運用の中で出てくるのかもしれませんが、0から1をつくるのではなくて、おそらく段階的にシステム自体も継続的に改善していくという趣旨なのかなと捉えています。経営システムも改善するということも書かれていましたので、段階的にやるのであればどういうところをまずやるのか、その後でどういうところを継続的に改善していくのかという流れも要素として入れたほうがよいのではないかと思います。

○ **委員長**

ISO14000 シリーズは、環境省と経済産業省と共同書簡の覚書が交わされているはずですから、ここに引用してもよいと思います。2015年版が主としてデュー・ディ

リジェンスとの対応という形になりますので、14001の何項かを入れるかということは検討したいと思います。「デュー・ディリジェンスのこのプロセスは14001ではここですよ」ということですね。

○ **立川委員**

そうですね。または一覧表のようなものがあるといいと思います。どこに、どういうふうに見えるのか。既存の活動の延長線上でできるものなのか。あるいは、新規で考えなければならないものなのか。かなりカバーできるような気はいたしますが。

○ **委員長**

これは相談します。プロセスの中で、「例えばISOであればこれだ」ということをまとめて、立川委員にもご覧いただきたいと思います。違うということであれば、おっしゃってください。

ただ、全体的にどのように活用するのかという点については、「リスクマネジメントの関連付け」に書き込んだほうがよいように思います。ここであえてISO14001とががちにくっつけてしまうとおかしくなってしまうと思います。その辺の、「つながりがありますよ」ということと、「どう活用するのか」ということについては第7章で触れたほうがよいのではないかと思います。

○ **立川委員**

読み手の方々が、「既存の活動の中にも入る要素なのだ」、「すでにやっている要素の一部なのだ」ということが意識できればそれでよいと思います。別に整理を徹底するという点についてはおっしゃるとおりだと思います。

それから細かいことですが、ドラフトの場合、行番号を入れておいた方がどこを話しているのか議論をしやすいと思います。

○ **委員長**

ISO14001を入れるとして、デュー・ディリジェンスを受ける側の中小企業を読むとするならば、エコアクション21のことを入れられるのか、入れられないのかは別途検討したいと思います。

○ **環境省**

既存のISOでやられている作業とデュー・ディリジェンスの関連性をまとめたものが必要ですね。

○ **立川委員**

読み手の方は既存のISOに対応している人たちだと思いますので、関連性をまとめたものがある方が、読み手にやさしいかなという気がいたします。

○ **後藤(文)委員**

今回のこの手引書(案)の文章ですが、デュー・ディリジェンスの中にバリューチェーンの視点を組み込んだことを一番高く評価したいと思います。

今まで環境マネジメントにいろいろ対応してきましたが、どうしても単発的なことが多かったのです。バリューチェーン、我々はサプライチェーンと呼んだりしますが、そこが非常に重要ななと思っています。我々は金融機関として、企業



様のバリューチェーン、サプライチェーンを見る機会が増えてきています。バリューチェーンやサプライチェーンを含むことによって、本質的な原因がどこにあるのかという点に踏み込むことができます。また、デュー・ディリジェンスをすると手間やコストがかかるという話が出てきますが、それをバリューチェーン全体の関係者間で広く負担したり、役割分担ができたりする。なおかつ、それで環境問題や社会問題の解決に資することができます。これは非常によい考え方だと思いますので、ぜひ踏襲して、中心に据えてやっていただきたいと思います。バリューチェーンやサプライチェーンに関しては第6章や第7章に詳しく出てくるのだと思いますが、今後に期待したいと思います。全体の構成に関してはそういう意見です。

それから立川委員がおっしゃったように、デュー・ディリジェンスとは「新しいことをしなさい」という話ではなくて、環境マネジメントシステムやエコアクション21との関連性に触れるということは非常によいことだと思います。これらをうまく活用していけばいいのかなと思います。

#### ○ 上妻委員

先ほど富田委員がおっしゃった話に関連します。全体的な方針として、例えば国連の人権原則のようなものに言及してよいのかどうかということについて、最初の段階で考えておくべきだったように思います。タイトルにも関係してきますが、デュー・ディリジェンスが出てくるのは、ほとんどが人権なのです。人権は「人権デュー・ディリジェンス」という言葉があるくらいです。ただ、一般的にいわれている、OECDのガイダンスのようなものが対象としているデュー・ディリジェンスとは、多国籍企業行動指針のようなものがいっている環境や経済、腐敗防止などを全て含んだものをデュー・ディリジェンスの対象にしていくとよく考え方だから、どれかを切り出して、例えば環境だけ、ということはいえないと思うのです。そうなってくると、例えば人権原則について詳しく説明するのか。説明しようとする、すごく楽だと思います。しかし、説明してよいのか、どうなのか。我々は考えるべきなのか、考えないようにしたほうがいいのかというのは、手引書をつくるうえでの事務局の立場にとってはすごく重要な前提条件だと思います。タイトルのところもそうなのですが、環境デュー・ディリジェンスという言葉は、特殊な用語といいますか、すでに定義が確立された用語なので、それをここで使っていくのは間違いだし、変えていかなければならない。基本的にはデュー・ディリジェンスが意味する同じ考え方で運用し、どこまでをフィールドとして扱うのかの問題だと思います。環境編としてデュー・ディリジェンスを考えると最大のポイントというのは、人権デュー・ディリジェンスとは有効性の意味するものが異なる点です。人権は人権侵害を根絶することができる。少なくともデュー・ディリジェンスの目標とはそこだと思います。だからこそ有効性評価ということをものすごくうるさく言って、「実際にサプライチェーンの人権侵害が起きているところまで見に行け」ということを、イギリスのNGOが強く言ったりします。しかし、環境はそういうことができない。OECDガイダンスが停止だとか防止だとかいうもの、つまり「原因となっている活動を除去しろ」と言っているのは、環境の場合は別の文

脈で考えなければならないと思います。手引書案の全体の構成を見る限り、第8章でそれが書かれることになるのではないかと思います。

つまり、デュー・ディリジェンスは第4章や第5章で基本的な考え方があって、モデルになるのは OECD ガイダンスです。全てのものがそれをだいたいはモデルにして使っているわけですから。その考え方を今やっている環境マネジメントのようなものに適用していくと、どこをどう変えていけばデュー・ディリジェンスのレベルになっていくのかということをやさしく解説してあげることが大事なのであって、「新しくシステムをつくるうえでこうやりなさい」というマニュアルをつくることは、私はまだできないと思います。そんな段階ではないと思います。

ただ、第8章で書かれることになるはずの重要な環境課題を考えると、デュー・ディリジェンスとはどのようなところで見なければよいのかということが最大のポイントで、そのときに出てくるのが停止・防止問題だと思います。何が停止・防止の環境編になっていくのかということが第8章できちんと書かれていけば、全くデュー・ディリジェンスの知識がない人でも、「こういう考え方のだ」、「我が社の今の環境マネジメントはここを少し変えていけばデュー・ディリジェンスになる」と理解することができます。サプライチェーンの得意先から、「おたくはデュー・ディリジェンスをやっていますか」と質問されたときに、デュー・ディリジェンスのチェックポイントがどこなのかわかるというぐらいの程度にしておかないと、あまり先走りすぎるとよくないと私は強く思っています。先ほど栗野委員がおっしゃったように、他のガイダンスといったものは国内には存在しないわけです。日弁連が出していますが、それは人権ですから。しかもあれは内部統制と言っていますが、内部統制ではなくてガバナンスまで含んでいくので、そういうことを考えると、あまり先走らないで、基本的な考え方を提示するところに止めておかないと、後々、困るのではないかと思います。

#### ○ 柳田委員

15 ページの「DD プロセスの模式図」が少し気になっています。この図の中の、例えば、「情報開示」とは何をやるのかということについては、14 ページに書いてあります。具体的には、サステナビリティレポートや CSR レポート、統合報告書など、いろいろ書いてありますが、ここに経営システムの確立がもう少し関与しなければならないと思います。15 ページの下部では、日常的・継続的な活動で PDCA を回してその結果を開示していくことになっているのですが、デュー・ディリジェンスや他の ESG 課題くらいのレベルになってくると、その開示をどうしていくのかについては、経営がもっと関与していかなければならないと思います。何が言いたいのかというと、この模式図では「有効性評価」や「原因の除去」、「悪影響・リスクの発見・原因分析」のところから経営システム側にフィードバックがなされていますが、「情報開示」のところなぜフィードバックされないのかが気になっています。

#### ○ 環境省

経営システムの確立が大元にあるということ前提にして、図の色を変えています。

フィードバックだけでなく、情報開示も含めた意味合いになっているという意図です。

○ 柳田委員

今までの常識にとらわれずにこの活動を考えようとしたときに、もっと経営が関与しなければならないということを見せなければならないと思います。そうすると、情報開示までフィードバックがされるというルートもしっかり書いたほうがわかりやすいと思います。今日の冒頭でご説明いただいたところでは、日本の方々がデュー・ディリジェンスをよく理解していない。あるいは上妻委員が前回、おっしゃったように将来の経営方針としてこうしたリスクをどのように考えていくのかということが入ってこないというご指摘がありました。日々の業務で、ある問題に対してリスクを管理して、結果を出して、よかったら情報を流すという話だけになってしまって、本来はそれが経営にフィードバックされて、経営体制や組織論といったところまでいかない対処ができないということではないかと思います。

○ 委員長

柳田委員のおっしゃることは、きわめて貴重なご指摘です。日本の統合報告書は ESG 投資家からの評価が非常に低いのです。その一番の原因が、「経営の関与がほとんど書かれていないから」です。その評価は平均よりもずっと低いのが実情です。デュー・ディリジェンスのプロセスにおいても経営がどのように関与しているのかが明確にないと、評価が低いままだと思います。「きちんと経営が関与するのだ」ということをもっと強調するような図がよいということですね。

○ 柳田委員

この PDCA の日常的・継続的な結果を情報開示するのではなくて、経営が何をしたいのかということも併せて話さないと情報開示にならないのだと思います。そのルートが 15 ページの図だと見えないなと思います。

○ 委員長

図を見直すとともに、14 ページの下のところ、経営の関与ということをしかりと書き込まなければならないと思います。

○ 栗野委員

今のお話をお聞きしつつ、先ほど立川委員がおっしゃった ISO14001 との関係性とも絡んでくるのですが、私は逆なのだと思います。デュー・ディリジェンスがどのように環境 ISO につながるのかということを見せてあげるよりも、環境 ISO14001 では現在の要請にどう応えられないのかということがまずあるのだと思います。実はそれが今、おっしゃっていたように、経営が深く環境リスクに関わってきちんとガバナンスまでいかないと、ISO14001 はもちろんマネジメントとして回しているわけですが、それを遵守しているだけでは現在の要請には応えられないということが起点にあるということだと思います。それをきっちり出さないと、だからこそ「OECD のデュー・ディリジェンスのガイダンスを紹介します」という reasoning が腹落ちしないのです。OECD のデュー・ディリジェンスのガイダンスが ISO14001 とどう整合するのかわけではなく、ISO14001 の世界からさらに求められているものは何かを見せるという

アプローチの方が、企業の人たちに「なぜこれをさらにやらなければならないのか」ということがご理解いただけると思います。そのときに非常に重要な力点が、全ては経営の体制の中に組み込むことが重視されているのだということに、きちんとフォーカスを当てるべきだと思います。

○ **委員長**

これも貴重なご意見です。ISO14001 はツールです。ツールの使い方が間違っているのですね。第7章で ISO14001 との関連性を書くときに、今のツールを現場のマネジメントに使う方法ではなく、ガバナンスで使うというようなことを書くように考えたいと思います。

2015 年版になって、本来は使い方を変えなければならないにもかかわらず、ほとんど変わっていないので、「現場のマネジメントのツールとして ISO14001 に対応しているのだから問題ない」という書き方にはしないようにしたいと思います。

○ **上妻委員**

少し懸念していることがあります。そういったことを書いたときに、それを見た企業の方に、「そんなことはない。きちんと対応している」と言われたら、どのように抗弁するのですか。

○ **委員長**

もう長年やっていますから、言わないと思います。マンネリ化していて、うまく使っていないことは皆さん、わかっていますから。

○ **上妻委員**

そういった統計資料のようなものはあるのですか。

○ **委員長**

あるわけではありません。

○ **富田委員**

ISO の認証を与えているということは、明らかに requirement を満たしているはずなので、そこにおかしいと文句をつけることは論理的に難しいと思います。確かに、気分的にはもっと深掘りした方がいいケースというのは数多くあるのですが。そうになると、少なくとも基準を満たしているという印象を与えてしまうので、表現の仕方は考えなければならないと思います。

○ **委員長**

ISO14001 の 2015 年版で経営の関与を強化しています。ここのところをもっと強化すべきだというポジティブな書き方をして、それまでとは少し違うという表現をつけないと、「今のものでいいのだ」と誤解されるというご懸念のところはなんとか避けたいと思っています。

続いて栗野委員、どうぞ。

○ **栗野委員**

15 ページの模式図と、18 ページの「デュー・ディリジェンス・プロセス導入へのシステム改修」の模式図が、違うフローが書かれていて、少し混乱しています。特に

18 ページの図は何を言いたいのかがよくわかりません。図の中央の「環境マネジメントの DD プロセス化」を経営だと書き換えてもいいのですが、それであるとしても、2つの図表をあえて別々の形で出されているのはなぜなのでしょう。

○ 事務局

15 ページの「DD プロセス模式図」というのは、まさにデュー・ディリジェンス・プロセスとはこういうものが必要で、柳田委員からもご指摘があったように、経営システムが非常に重要だということを示しています。さらに、デュー・ディリジェンス・プロセスを推進するためには留意点が4つあるということも 18 ページの図で説明しています。図の中央の「環境マネジメントの DD プロセス化」の円の中にあるのが、15 ページのプロセスです。プロセスはプロセスとして理解するだけではなく、特にガバナンスはきちんとつくらなければならない、リスク評価は今まで足りなかったのできちんと対応しなければならない、有効性評価をやらないとデュー・ディリジェンスをやったことにならないかもしれないのできちんと対応しなければならない、停止・防止への対応もポイントなのだということをあえて言わなければならないということの中で、18 ページ以降を建付けています。

○ 栗野委員

そのご説明を聞いたうえで、さらにお聞きします。まず、「環境マネジメントの DD プロセス化」という日本語がわからないのです。「環境マネジメントの中にデュー・ディリジェンス・プロセスを組み込むことは大事です」ということと、「環境マネジメント自体をデュー・ディリジェンス・プロセス化する」ということは、日本語としては全く違うので、ここで何をさせたいのかが全くわからないのです。

○ 環境省

正確な表現ができていないというご指摘ですね。

○ 栗野委員

18 ページの図で示したそれぞれの要素が必要だということはわかります。一方で、15 ページでは、それぞれの要素に関係図を書いて回しています。もしも 18 ページの図がやはりあった方がいいということであれば、せめて矢印をつけてほしい。しかし、ガバナンスは上位概念ですよ。関係性がバラバラの要素になってしまっているわけです。4つの要素が重要だと言いながら、4つの要素については 15 ページの図で関係性が書いてあるわけで、それを踏み外してしまうとプロセスがよくわからなくなってしまう。

○ 委員長

確かに 18 ページの「環境マネジメントの DD プロセス化」は日本語になっていませんね。

○ 栗野委員

かつ 15 ページの図と関係性がわかりません。

○ 委員長

「環境マネジメントへの DD プロセスの組み込み」であれば、まだわかるというこ

とですね。

ただいまの図のご指摘や、先ほどの柳田委員のご指摘もふまえて、ガバナンスのところを見える化するような形にしたいと思います。

○ **富田委員**

この「(2) DD プロセスを運用する際の留意点」について、なぜまた別のくくりを出す必要があるのでしょうか。8 ページあたりの「OECD ガイダンスの DD プロセス」でせっかく書いているのに、何かまた別の概念のように見えます。単に、もともとの5 分類のまま突き進めばいいのではないかなと。それが、混乱の原因だと思います。18 ページのガバナンスというのは、9 ページで言うところの1 の「経営システムの確立」に相当するのではないかと思います。18 ページで新しく出てくると、2 種類のプロセスが出てくるような印象を与えてしまうことがわかりにくさの原因ではないかと思っています。

それと、9 ページに OECD ガイダンスと本手引書の比較があって、この本手引書の列にあるものは簡略化したタイトルをつけているのではないかと思うのですが、気になるのは、3 「原因の除去」です。13 ページの記述を読むと過激なことが書いてあります。原因の除去とは「悪影響・リスクの発生原因を根本的に除去する活動です」と書いてあって、先ほどの上妻委員のお話にあったように、人権であれば「人権侵害はゼロです」と言えるのですが、環境の場合、言い切ってしまうてよいのかということになります。事業活動をやめましょう、エネルギーを使うのをやめましょう、CO<sub>2</sub>を出すのをやめましょうと受け止めることができます。後ろのページでは、SBT にコミットしていればよいでしょうということが書いてありますが、これは明らかに自己矛盾で、SBT の 2℃目標で十分なのではなくて本来はゼロであるべきだという結論になってしまいます。「軽減」というのはもともと OECD のガイダンスに書いてあるので、そこを見えるようにしていかなければならないのかなと思います。

○ **上妻委員**

OECD ガイダンスでは、「軽減」は停止・防止ができないときの次善策ですよね。OECD ガイダンスのようなものが最も適用される人権デュー・ディリジェンスでは、停止・防止ができるのです。それを前提に考えられていると問題が起こってくるのですが、OECD ガイダンス自体はやはり停止・防止が主であって、軽減はどうしてもそれができないときの次善の策だと書いてあるように思います。ところが、先ほど富田委員がおっしゃったように、環境の場合は最初から無理なのです。それをどう書き込むかだけの問題なのであって、この部分では OECD ガイダンスの説明をしているので、ここに軽減もあるということを書いてしまうと、OECD ガイダンスのコンセプトを曲解させることになりませんか。

○ **富田委員**

ここではタイトルを整理しているだけなので、そのまま書けばよいのだと思いますが、本手引書では別のタイトルをつけています。そこは環境省流に解釈すると、こういう風にタイトルをつけるのだとするのは十分にありだと思います。

○ 栗野委員

タイトルとして何がよいのかということについては、私もアイデアがあるわけではありませんが、コンセプトとしてはミティゲーション・ヒエラルキーのことだと思います。環境では、ミティゲーション・ヒエラルキーと一般的に言っていて、最初にあるのは「回避」なわけです。その次に「低減・緩和・最小化」があつて、それでも緩和できないものはオフセットという考え方も最終的に出てくるわけですが、「軽減」の延長線上にそれがあるということになります。考え方、概念としてはミティゲーション・ヒエラルキーを紹介してあげるほうが環境問題としてはいいと思います。その意味では、「除去」ではないですね。一般的にはやはり、「回避」だと思います。負の影響の最大限の回避です。最後は、補償、埋め合わせとなると思います。そこを基本コンセプトとしていくとよいと思います。ただし、デュー・ディリジェンスで補償までやると、修復という6番目の段階という話になって、デュー・ディリジェンスの範疇を超える部分があるので、そこは踏み込まない方がよいとは思いますが、少なくとも「回避」と「緩和」というところまでは手引書の中で言及すればよろしいのではないかなと思います。

○ 上妻委員

それは、素晴らしいアイデアだと思います。ただし、OECD ガイダンスは「回避」といっていないと思います。つまり影響を回避するという言葉が出てこないのです。OECD ガイダンスが言っているのは、影響が出てくる場合は事業活動を防止・停止・軽減しなさいと言っているのです。OECD ガイダンスから離れて書くのであれば、この先の部分に、栗野委員がおっしゃったように、回避の話とか、ミティゲーション・ヒエラルキーの話を書いていくべきなのです。例えば、第8章のところでしょうか。

○ 栗野委員

必ずしも停止・防止と異なる考え方ではなくて、回避といった場合には例えば、特定の事業用地の開発をあきらめるというのがあるのです。最終的にそこでの開発は、生態系に対しての深刻な破壊があるときにはそこで事業をやらない、ということになります。回避という表現が OECD ガイダンスから外れているとは私は思いません。

厳密な表現を踏襲せよということはこのガイダンスの中でやっていくのか、というところだと思います。OECD ガイダンスを紹介することはよくても、OECD ガイダンスの細かい表現にまで徹底的に追従する必要性が果たしてあるのかということが、私は気になっています。それであれば、OECD ガイダンス手引書という名前をつけられただけのことなので、私は外れてもよろしいのではないかと思います。

○ 委員長

OECD ガイダンスに追従することはしたくないので、OECD ガイダンスの説明は説明としてとらえたいと思います。

第5章の「DD プロセスを運用する際の留意点」で、環境にデュー・ディリジェンス・プロセスを運用する場合として、環境に特化した内容にする。その点が OECD とは異なります。特に人権にスポットが当たったものとは違う形です。リスクマネジメント

でいえば、環境に特化すれば、回避、分散、縮小、受け入れなどといった類の言葉にできますので、検討したいと思います。

それでは、立川委員、お願いします。

○ **立川委員**

18 ページの「(2) DD プロセスを運用する際の留意点」の2つめのところです。そもそもなぜデュー・ディリジェンスをするのかということについて、ビジネスモデルの転換をするためだという記述があります。デュー・ディリジェンスをやらないと、そもそも事業にとって何がリスクになるのかという説明をどのように整理すればよいのかと考えると、もう少し丁寧な説明があったほうがよいと思います。DD がビジネスモデルの転換に本当につながるということであるのであればこの記述が必要だと思いますが、正直なところ、内容としてどのようにつながるのが私にはわかりません。

ポイントとしては、これを読んだ方々が、デュー・ディリジェンスをやったとき、やらないときに、自社にとってどういうリスクがあるのかということが記述されていればよいと思いますが、現在の記述だとつながりがわからないと思います。

○ **委員長**

バリューチェーンの中で自社がどこに位置するのかによって違いますよね。サプライヤーの立場で自分がデュー・ディリジェンスをやる場合は、例えば自動車のエンジン周りのパーツをつくっている企業だと、ビジネスモデルのチェンジを図らなければならぬかもしれないのですが、アッセンブリーメーカーになるとデュー・ディリジェンスをやってビジネスモデルのチェンジになるかということにならないですね。そういう意味ではここは少しわかりにくいので、精査が必要だと思います。

○ **後藤(文)委員**

今の立川委員のご意見のところは、事例などで補完すればいいのかなと思っています。他の検討会の話なのでここで述べるのが適当なのかどうかわかりませんが、レジ袋の有料化がまさに同じ問題だと思っています。デュー・ディリジェンス上、EU がレジ袋の使用をやめると言った時点で対応を始めていれば、レジ袋をたくさんつくっている中小企業や零細企業に対して、いきなり「明日からやめてください」という話にはならなかったのだと思います。語弊があったらお赦しいただきたいのですが、サプライチェーン全体で見れば、小売業や化学メーカーの大手は、レジ袋がなくなっても経営にそれほど影響はないと思います。実際につくっている中小・零細企業が非常に大きな影響を被るということが起こってしまったのも、サプライチェーンにわたったデュー・ディリジェンスがなかったということが原因のひとつではないのかなと思っています。

別の話になりますが、あくまでも、この成果物を手引書と呼ぶのであれば、読む人からすると「ではどうすればよいのか」という部分が充実していないと意味がないと思います。OECD の議論をどうするのかであるとか、ISO とデュー・ディリジェンスとの関係性を議論することも必要かとも思いますが、手引書は現場で使えないと意味が



ないので、その議論を丁寧にするのがいいのかなと思っています。

12 ページで、「OECD ガイダンスでは、事業活動と悪影響・リスクとの因果関係（悪影響・リスクの発生原因）を、1)直接的影響、2)助長、3)間接的影響の3タイプに分類しています」とあります。これは共通認識であると思います。我々、金融機関もこういった手引書を見なければならなくなったときに、1)直接的影響と3)間接的影響は当然、今までも言われてきたので意識しています。「2)助長」が最近、非常に重要になってきていると思います。こういうところは事例を入れておかないとわかりにくいところだと思いますので、事務局で事例を収集していただいて、わかりやすいものを示していただければと思います。

○ **環境省**

事例や事例に関してはヒアリング等をさせていただいて、収集させていただきます。

○ **委員長**

実務に使えるようにといった点に関して、チェックシートをつくるつもりではないので、第8章や第9章でどのようなことを載せればよいのかという議論になったときにご意見をいただきたいと思います。

○ **栗野委員**

環境問題で OECD のガイドラインにどこまで沿うことができるのかという点に関して、もうひとつ重たい議論があります。24 ページに有効性評価スキームの構築について書かれていて、スキームの構築はよいのですが、26 ページの上のほうに、「有効性が確認できない DD プロセスはデュー・ディリジェンスにならない」と書いてあります。環境問題で有効性確認は無理です。現場で NGO が次から次へと問題を発掘しては突き付けている現状からすると、エンドレスなのです。何をもちて有効だとするのかについては、KPI を設定できないのです。人権であれば、上妻委員がおっしゃったように、通報件数などで数値化はできるかと思います。「環境問題で数値を出せ」と、それを個々の企業に、かつデュー・ディリジェンスのために「有効性を評価できる KPI をつくれ」と言っても絶対に無理だと思います。スキームの構築をどうするかについては考えてもよいとは思いますが、有効性確認を絶対事項にすべきではないと思います。

○ **委員長**

立川委員に伺います。ISO では有効性確認を言い出していますが、何かご意見はありますか。

○ **立川委員**

シンプルに言って、ケースバイケースかなという気がします。ただ、有効性が確認できない場合 DD プロセスはデュー・ディリジェンスにならないと言い切ってしまうことはかなり危険だと思います。ものによっては管理できるものもありますし、どれくらい進捗しているのか把握できるものもあるので、前提としては有効性が確認できた方がいいでしょう。ただし、例外もあるので、状況を見ながら柔軟に対応するというのがマネジメントシステムの本来のあるべき姿だと思います。

○ 委員長

有効性は、前提が変わってくるとどんどん変わってしまいます。温度上昇では早ければ2030年に1.5℃上昇ということと、冠水リスクは10年前とは前提が変わってきています。デュー・ディリジェンスで、サプライヤーのところの水没リスクがあるというようなことをやろうとすると、今の有効性と明日の有効性が全然、違っているのですね。ここは、人権デュー・ディリジェンスと環境のデュー・ディリジェンスの大きな違いのところなので、見直すこととします。

○ 後藤(文)委員

有効性評価の定義にもよると思うのですが、有効性を評価できないデュー・ディリジェンスはプロセスとしても意味がないと思っていますので、そこをどう取り入れるかだと思います。人権と環境が絡むこともありますので、人権がそんなに簡単に白黒つけられるとも思っていませんが。

今、責任銀行原則などからポジティブ・インパクト・フィナンسなどのガイドラインがでてきていますが、プラスの影響とマイナスの影響の両方を見ましよう。見たうえで判断しなさいということ突き付けられています。白いところもあれば黒いところもある。それを全体で判断して、ということなので、有効性評価自体をスパッと切ってしまうのではなくて、判断は企業や金融機関に委ねられているところもありますので、そこは盛り込んでいただいたほうがいいと思います。

○ 委員長

第5章は、専ら環境のデュー・ディリジェンスを言っているわけで、環境のことをもう少し明確にするような形にしたいと思います。そうするとリスク評価も、IPCCのスペシャルレポートの3部作が出ましたよね。“Global Warming of 1.5℃”と、“Climate Change and Land”と、“The Ocean and Cryosphere in a Changing Climate”と。ああいったものを前提としたリスク発見をしなければならないのですが、今はほとんどなされていません。そういったことも注意喚起するようなものにしなければなりませんね。

最近では、北陸新幹線が水に浸かるという被害がありました。ハザードマップで見ても、水に浸かるエリアなので、15年前であれば水に浸かるリスクがものすごく少なかったと思うのですが、今はそういう状況ではありません。そういったことを環境のデュー・ディリジェンスにももう少し具体的な形で入れたいと思います。

○ オブザーバー(経団連)

5点ほど、質問とコメントをさせていただきたいと思います。

まず1点め。7ページの定義のところ、基本的には注意義務を強調され、かつOECDでは負の影響を強調された定義づけがされているかと思っています。7ページの一番下の定義で、「重要な環境課題に関する道義的な責任または」と記載した理由と、特にここに関しては人によって解釈が異なってくるところだとは思いますが、道義的責任についてどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。

2点めは、10ページから13ページあたりです。基本的には、バリューチェーン全

体のリスクを探索して発生場所であるサプライヤーに影響力を行使し、その防止・軽減対策が促進されるように協力を促す趣旨と理解しました。今後の議論ということは承知しておりますが、例えば上流のところにおきましても、11ページの「②悪影響・リスクの発見・原因分析」で、下請け、孫請けというところまで書いてある中で、特に上流において直接の取引・契約関係がないところまでどの程度、お考えになっているのか、また、下流に関してどのようにお考えになっているのか、現時点でのお考えをお聞かせいただければと思います。

3点めは24ページの「④CSR調達」についてです。CSR調達の調査票について、「情報の内容や品質が不十分なことが多く、信頼性にも問題があります」と記載されています。具体的に何か根拠となるものがあれば教えていただきたいと思います。

4点めは、有効性についてです。24ページで「デュー・ディリジェンスの目的が基本的に悪影響・リスクの発生原因となる事業活動の停止・防止にあり、悪影響・リスクが完全に除去されるようにしなければならない」とあります。そして26ページに「有効性が確認できないDDプロセスはデュー・ディリジェンスにならないことを理解すべきです」と書かれています。ここが、厳しく書かれすぎているという印象があります。

5点めは、26ページの「①目標の妥当性」についてです。「妥当な目標を設定するためには、「誰が見てもその目標なら許容できる」と思われるような水準で目標設定する必要があります」となっています。27ページではSBTと書かれていますが、これ自体、世界的にみてもまだ300社も認定されていないような目標ですし、日本政府が掲げている2050年までに温室効果ガスを80%削減という水準も、おそらく「誰が見てもその目標なら許容できる」のかということについては、必ずしもそうではないように思います。ここについては表現の工夫が必要ではないかと思います。また、27ページに「③ロードマップによる管理」とありますが、長期になればなるほど積み上げで管理していくのが難しいことがありますので、そのあたりについても工夫が必要かと思えます。

○ **委員長**

4点めと5点めについては、各委員からもご指摘がありましたので、かなり書き直しになります。

1点めの「道義的」という言葉がいいかどうかなのですが。

○ **事務局**

もしよろしければ委員の方々からサポートいただけるとうれしいのですが。

○ **委員長**

倫理的という言葉を使えば、ISO26000で「倫理的な活動を通じて」という定義されています。一方の「注意義務」は法的な責任です。ソフトロー的のところと、ハードロー的のところとありますので、ISO26000を根拠として使って、書き直せばよいかなと思います。

上流と下流について、どこまでデュー・ディリジェンスをやるかということについ

ては、業種や企業によって違いますので、なかなか決めることができません。最上流までやる業種・企業もありますし、そうでないところもあります。そこは OECD の解説にとどめたいと思います。環境のためにどこまでやるべきのかという限定はつけることができませんので、各社で判断していただくということになるかと思います。

CSR 調達のところも、文言を検討したほうがよいですね。ありがとうございます。

○ **栗野委員**

今のどこまで孫請けをカバーするのかについて、Nestle と MARS の事例があります。自分の調達先に対して、原材料のところで問題がないかということ調査指示して、かつステートメントまで出すという事態にまたなりましたので、孫請けを外すとデュー・ディリジェンス上、大失敗になるという事例が頻出しているのが現状です。したがって、基本的には孫請けも入るという考え方にしないと、わざわざ手引きで注意喚起しても意味がなくなってしまいかねないと思います。もちろんそこまでいなくても、途中の段階で十分に担保できるという業界もあるのかもしれませんが、基本的には入れないとデュー・ディリジェンスとして成立しないというふうに見た方がよろしいのかなと思います。

○ **委員長**

確かユニリーバも認証パーム油で孫請け先まで調べられて、1年間くれということ整理し直したということがありました。今は孫請けからサプライチェーンの一番先端まで、対応がなされていますね。

○ **柳田委員**

現実的には、例えば RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil) で搾油の工場がありますね。そこに集約してくるその下の工場もあります。それから搾油工場の下にはパームの農園がありますね。その農園の中でも、家族で経営しているような小規模のところもあります。この最末端までは一般的には確認が取られていないと思います。ただ、今はブルーナンバーのように、情報登録システムのようなものがあって、努力は皆さんしているし、自主的に農園がそこに登録するようなことを促していますが。当社の場合、完全には取れているわけではありません。

○ **委員長**

ユニリーバの場合は、アムネスティが調べてユニリーバに突き付けて、「1年間時間をくれ」といって、全て対応したということ聞いています。皆がやっているわけではないのですが、先ほどの栗野委員のお話のように、ある水準までやれば OK と自社で判断できるわけではなくて、NGO が調べて突き付けてくるということです。

○ **柳田委員**

私も、先までやらないとデュー・ディリジェンスにならないということは、概念的にはおっしゃるとおりだと思います。

○ **委員長**

孫請けは必要ありませんとは書けないですね。

○ 富田委員

先ほどの経団連からもご指摘があったとおり、もともと OECD のガイドラインは負の影響を基軸にしています。今回の手引書の案だとふわっとしすぎていて広いかなという気がしないでもないですが。OECD のデュー・ディリジェンスのガイドでは、あまり環境が重視されていない感じがするのですが、OECD ガイダンス 39 ページの環境の負の影響の具体例を見ると、「土壌劣化、水源枯渇および原生林と生物多様性の破壊」や、「製品またはサービスにおける生物学的、化学的または物理的な危険性」、「水質汚染」など、いわゆる直接的な、インパクトが目に見えるようなものだけに限定されていて、CO<sub>2</sub> 削減のような話が少なくとも明示的な具体例として挙がっていません。どこまで入れるのかを明確にしないと、手引書での表現も全然違ってきます。その決め手がないと、先ほどから繰り返し議論になっているように、停止するのか、軽減までいけるのかといった話がなかなか決まらないのかなと思います。

○ 委員長

第 5 章のデュー・ディリジェンスは、専ら環境に関するデュー・ディリジェンスということで環境面を強化したいと思います。先ほどお話しした、IPCC のスペシャルレポート 3 部作も参考にしますし、生物多様性条約 (CBD) の今年の 5 月に出た IPBES のレポートも参考にする必要はないかと思います。そのあたりの言葉を引用したりして、もう少し環境色を出すようにします。上妻委員がおっしゃったように、OECD ガイダンスにしる、多くが人権に関するデュー・ディリジェンスで、人権と環境の違いが第 5 章で出ればいいかなと思っております。

○ 富田委員

CO<sub>2</sub> の排出のような話をこの中で取り上げるものなのかというところがキーになるという気がしています。なおかつ、負の影響という言葉を使わないとすると、OECD のガイドラインに沿っていると言いながら違うものになっているような気がします。手引書の案では一見、この 5 ステップをフォローしているものの、前提が違っているような気がしなくもないので、そこは完全に OECD のデュー・ディリジェンスのガイドの解説というか、その環境版を深掘りしたものというふうに位置付けるのか、こうした OECD のガイドや他のいろいろなものを参考にしながらあくまで環境省オリジナルとして考えるデュー・ディリジェンスのガイドをつくるのか、そこを明確にしないと議論が固定されないまま、堂々巡りの議論になるのかなという気がします。

○ 委員長

環境省と相談しますが、私個人としては、OECD も参考にしつつ、環境省版ということでやっていきたいと思っています。

○ 立川委員

今回、デュー・ディリジェンスを自分たちでやる時にどうするかという手引きがベースになっていると思います。自社がデュー・ディリジェンスを受ける側になったときに、「上流への適用」、「下流への適用」に入れるのか。デュー・ディリジェンス規制に関する国際動向、必ずしも規制ではないとは思いますが、デュー・ディリジェ

ンスを実施する側が何を背景に言っているのかということについて、記述が必要なのではないかと思います。

○ **委員長**

ご指摘のとおりで、それをどこに入れるかという問題かと思えます。

時間の関係で、どうしてもこれを言っておきたいということがなければ、全体の構成に移りたいと思います。

第4章、第5章、あるいは全体のところでご意見があるという方はいらっしゃいますか。名取委員、いかがでしょうか。

○ **名取委員**

私たち企業からすると、手引書を使って、環境デュー・ディリジェンスにいかに対応するのかというところが焦点になってくると思います。デュー・ディリジェンスと環境デュー・ディリジェンスとの違いの理解が難しいという認識があるものの、企業としては、環境デュー・ディリジェンスとは何かということを改めてつかめる手引書であってほしいと思います。

また、OECDの環境デュー・ディリジェンスの項目に沿って話をするという方向だと、企業としては別の見方でデュー・ディリジェンスを求められてきます。例えばCO<sub>2</sub>の低減だとか、そういうことも含めて包括的に求められると捉えています。できれば本手引書で、そういうところの要素も含めて検討いただきたいと思います。

ひとつ気になっているのが、22ページのリスク評価で、階層別のお話があったと思います。富田委員がおっしゃるとおり、階層がそれぞれ異なっているのかなと思います。例えばリスクの評価で言えば、ビジネスモデルを構築したうえでバリューチェーンマップを考えて、その後、CSR調達を検討する、もしくはステークホルダー・エンゲージメントを通してCSR調達をみるという一連の流れなのかなと思います。その流れに沿うような図式にさせていただけると大変わかりやすいと思います。

また、チェックリストのような形でこの手引書をつくる必要性はないというお話をされていて、まさにそのとおりだと思います。

冒頭にありました栗野委員のお話で、5ページから7ページのDDプロセスの概念のところ、概念とプロセスがしっかりと区分けできていないという印象と、プロセスとは何かというものを最初に文言として提示して、その背景を説明するという流れになっていると、よりわかりやすいのかなと思います。

○ **委員長**

大変貴重なご意見をありがとうございます。かなり書き換えが必要で大変ではありますが、少し明確になってきたかなという点もありますね。

先ほど立川委員からお話がありましたように、デュー・ディリジェンスを受ける立場のことをどこに入れたらいいのかということも含めまして、第7章のところに入れたらいいのではないかと私は思いました。

○ **上妻委員**

それは、「下流への適用」に入れるのではないのですか。受ける立場だとすると。

- **委員長**

そうですね。下流への適用も必要ですよ。自動車メーカーでは販売店のデュー・ディリジェンスをやっておられますよね。
- **名取委員**

販売店と言っても、国によって状況は違います。基本的には対応するように努めていますが、全ての国で同じレベルで包括的にできている訳ではありません
- **委員長**

トヨタ、スバル、三菱自動車は販売店でエコアクション 21 をやってもらうようにされていたと思います。これも、デュー・ディリジェンスの一環ではあると思います。
- **名取委員**

日本ではもちろん実施していますが、国によって状況は若干、変わります。
- **上妻委員**

今のお話は、組織の中の問題です。「下流への適用」というのは、下流の得意先などから言われる話です。下流に対して例えば消費段階や廃棄段階などについてのデュー・ディリジェンスをする以外にも、下流から言われたときにどう対応するのかという、2つの違うものが残っているのです。だから、書くとすればおそらくこの「下流への適用」に書かれることになるのではないかと思います。
- **委員長**

下流をデュー・ディリジェンスする立場と、自分が上流として得意先からデュー・ディリジェンスを受ける立場ということですね。
- **栗野委員**

この構成どおりに行くのかまだわからない段階だと思いますが、これは「リスクマネジメントとの関連付け」のひとつではないかと思います。下流の得意先から環境対策の要請を受けるというのも、一種のリスクだと思うのです。第6章だとプロセスの適用という主体的なアクションで、ここに客体として受けるリスクを入れ込むと、やはり章立ての性質が少し違うので、私は第7章の中で受ける立場、客体としてのデュー・ディリジェンスというのをひとつの項目として立てたほうが、整理として見やすいのではないかと思います。
- **富田委員**

顧客の要求とはつまり、デュー・ディリジェンスをやる理由です。理由はいろいろあって、法規制があるからやるとか、自主的に自社のサプライチェーンのリスクマネジメントをやりたいからやるとか、たまたま顧客から言われたからやるとか。それは下流、上流というよりは、どちらかというやるとする理由付けで、当然のことながら顧客から言われたら言われたとおりにやらなければならないのだけど、それはもしかしたら「ここに書いてあることを全部やれ」という意味ではなくて、ある特定のリスクに対して自社の中のものの評価するデュー・ディリジェンスをするのか、もしくはさらに上流をデュー・ディリジェンスするのかという話の違いしかないわけです。これはやる理由なので、第6章の「下流への適用」はなくて、今の構成を活かすのであれば、

栗野委員がおっしゃったように、第7章「リスクマネジメントとの関連付け」に、どのような理由でやるのかという項目を入れるのか、もしくは別建てで「なぜデュー・ディリジェンスをやらなければならないのか」といった話を設ける方が構成としてはよいのではないかと思います。

○ **立川委員**

整理学という話になってくるのではないかと思います。環境省が出すという観点から考えると、現在は第6章で「(1) 上流への適用」、「(2) 下流への適用」という構成になっていますが、上流からデュー・ディリジェンスの要請が来るケースもゼロではないということも考えると、下流からの適用が今後の日本企業が顕著に直面することなので、例えば第6章の中に(3)、(4)というものを設けて、このタイトルを「DDプロセス適用」というよりは「DDプロセス」一般のこととして、4つくらいに分けていくかというのもひとつの方法かなと思います。ここは整理学かなと思いますが、記述をしておいたほうがいいのは間違いないと思います。

○ **富田委員**

第6章に「バリューチェーンマネジメント」とあって、上流と下流のことがありますが、自社のことではないのかということに気がつきました。それがあれば、顧客からの要求というのはほぼ自社のことなので、対応できるのかなと思います。バリューチェーンの中に自社も当然ながら含まれていて、自分の足元のところをしっかりとやるということが始めのステップとしてあってもいいのではないかと思います。

○ **委員長**

それは、第2章「本手引書の目的」のところに、例えば自社が環境マネジメントをやることの大前提という中での上流・下流という位置づけにしたらどうかと思います。各社の個別の環境マネジメントをここで解説する必要はないわけで、「本手引書の目的」の中でそういうことを書き込んで、だから自社のマネジメントのことは第6章ではほとんど書かないという形になるかと思いますが、いかがでしょうか。

○ **富田委員**

きちんと書かれていればよいと思うのですが、大丈夫でしょうか。人権デュー・ディリジェンスでも、サプライチェーンのリスクが高いといいながら、自社で人権侵害しているようなケースはたくさんありますから、自社を無視するのは論点をぼかしているように見えなくもないかなという懸念もあります。

○ **栗野委員**

見直しの対象となっている21ページ、22ページのリスク評価の点検事項に関わってくる部分だと思います。そもそもこの項目建てでいいのかが私には疑問なのですが、ビジネスモデルといったときにやはりもう少しきちんと足元を見たほうがいいと思います。例えば工場の立地ひとつをとっても、必ずしも流水域全体で水系のリスク評価をしているとは限らないわけです。サプライチェーンではなく、自社の工場なので。そういうことを考えれば、リスク評価のバウンダリーが、単にバリューチェーンだけではなくて、自社の直轄にも広がっているのだ、視野を広く持つ必要がある



のだということを注意喚起したほうがよいと思っています。その意味では、「リスク評価の徹底」の点検事項のところは相当、書き直しが必要だと思います。何を対象とすべきなのか、その範疇の拡大であるとか、そういった視点でリスク評価の点検事項を整理し直した方がよいと思います。

○ **委員長**

IIPC のスペシャルレポート 3 部作や IPBES のレポートを踏まえてリスク評価の前提条件が変わってきているということを書き直して、ご指摘のような形にしたと思います。自社のことをどこでどういう風を書くかということはまた相談させてください。

○ **上妻委員**

皆さんのご指摘はそのとおりだと思うのですが、あまりハイスペックな話を具体的に書いてしまうと、手引書が使えないものになってしまうのではないのでしょうか。一般論として注意喚起をすることは大事なのですが、「ここまでやる」ということを事例としてあまり載せてしまうと、「そのレベルでやらないとできないのか」ということになってしまいます。その辺は注意をしながら、事例であったり各領域の背景であったりを調べていただいたほうがよいと思います。

デュー・ディリジェンスで最も責任を取らなければならないのはガバナンス主体です。その人たちが責任を取れる範囲や、自分たちでコミットしたことについて、きちんとステークホルダーに見てもらって、それができたかどうかという仕組みで考えてあげなければなりません。リスク評価で客観的に、ここまで、ここまで、ここまで、というふうにしてしまうと、拒否反応が起こってしまう気がします。それはもっと先の段階でよいのであって、とりあえず今は自主的にやるときに、どこまでやればガバナンス主体が責任を果たしたといえるのかというスキームを重視することにしてあげた方がよいと思います。

○ **委員長**

そこは十分、気を付けるように事務局と話をしたいと思っています。具体的に書けば書くほど、すぐに陳腐化してしまいます。昨今の冠水リスクを見ると、想定外と言いますが、あれはリスクマネジメントの想定内なのですね。想定内のことを想定していなかったのが、発見プロセスを全然やっていたということなのです。そういうことをやる必要があるということは、やはり注意喚起しなければならないと思っています。ご指摘のように、具体化はしないけれども注意喚起はするという形で書きたいと思っています。

○ **富田委員**

今のご指摘の冠水リスクはビジネスリスクであって、サステナビリティのリスクではないと思います。それが対象になるとすると、全然違った話になると思います。移行リスクが関係ないわけではないですが、自社の設備が洪水でどのように影響を受けるのかということは、この OECD のガイドとは全く無関係の領域のはずなので、そこは峻別する必要があります。自らの事業リスクを評価するのがこのデュー・ディリジ

ェンスだというふうに理解されると、もともとのガイドと全然違ったものになりますので、そこは明確に分けなければならないと思います。

○ 委員長

ご指摘はわかりました。どこまで峻別できるか、よくわからない部分がありますので、また考えさせていただければと思います。

○ 委員長

他の方々、全体像に関してご意見はいかがでしょうか。

○ 柳田委員

手引書で最終的にビジネスモデルまで言及するということは、将来リスクまで対象に含んでいないと、投資はどうするのかという話になってきます。今、「これがよくない」「あれがよくない」というよりは、経営サイドが将来像に向かって長期投資はどうするのかというところまでつながるようなビジネスモデルの変化、変遷といった例示も必要だと思いますし、そういうふうに思わせないと、せっかくやっているのにもったいないという気がします。

○ 委員長

環境のデュー・ディリジェンスで、例えばサプライヤーが冠水するのはビジネスリスクで、環境リスクではないと言ってしまうのか。やはり環境問題はシビアになってきて物理的リスクも上がってきて、事業所が冠水したらビジネスが成り立たないので拠点を分散するなど、いろいろな対応が考えられます。「それはビジネスリスクであって環境リスクではない」と言い切れないと思います。

○ 柳田委員

そうすると、ビジネスモデルを構築するなんて話はなくなってしまいます。

○ 委員長

その辺はよく考えたいと思います。

○ 栗野委員

OECD にどこまで準拠するのかということに関わってきますが、もともと負の影響を回避・緩和するためのものだというスタンスでやるのだとすれば、洪水リスクは自分たちが与える影響ではなくて、自分たちが被る影響なわけです。したがって線引きは何かというと、与える影響の話に特化するのか、被る影響の話もこのデュー・ディリジェンスの中に入れるのか、ということだと思います。デュー・ディリジェンスは基本的には与える影響についてのリスク特定だと私は理解しています。被る影響についてまでをデュー・ディリジェンスにするのかについては、それはたぶん富田委員がおっしゃっている部分だと思うのですが、それは別ではないのかと思います。OECD が負の影響というところに言われているのであれば、それは受ける影響の話は入らないということではないのでしょうか。

○ 委員長

これはなかなか難しく、TCFD で risk と opportunity とあって、気候変動関連で

すよね。

○ 栗野委員

TCFDも明らかに、被る影響のことだけだと言っているわけです。EUの新しい非財務情報開示指令の補足の気候変動文書でも、この文書とTCFDの文書がどのように違うのかという点が明確にそこだったわけです。自分たちが被る影響のことだけを言っているのがTCFDで、与える影響のことまで書けと言っているのがEUです。そこは線引きがきちんと成立している世界だと思います。

○ 後藤(文)委員

企業経営の中では一緒です。別々にマネジメントしませんので。

○ 上妻委員

私は、栗野委員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、EUは与える影響と受ける影響は、長期的には関連していると考えているのです。デュー・ディリジェンスについて一般の事業者の方に考え方を理解してもらうときには、やはり与える影響のところにとどめておかないと、混乱することになりはしないかという懸念があります。

○ 委員長

与える影響と受ける影響というところを見える化して、範囲を明確にしたほうがいいですね。

### III. 閉会

○ 委員長

そろそろ時間がきておりますので、追加のご意見がありましたら事務局に連絡していただければ、環境省と相談したいと思います。本日の議論はこれくらいにして、事務局に戻します。

○ 事務局

追加のご意見につきましては、恐縮ではございますが11日の水曜日までに、事務局までご連絡いただければと思います。本日の議事録は案ができ次第、委員の皆様へ回付させていただきますので、ご確認をお願い申し上げます。

次回の検討会の日程ですが、12月の下旬頃を予定しております。調整のご連絡を差し上げますので、引き続きよろしく願いいたします。

○ 環境省

本日はありがとうございました。

最後にお話の出ました、プロセス、OECDガイダンスとの関連などについては、ガイダンスに記載されているプロセスをどう使うか、どう使っているかということ、その起こっている背景の整理、実際に環境デュー・ディリジェンスをどこの範囲内にす

るのかということなど、いろいろと入り組んでいると思います。こちらで考えさせていただきますので、引き続きよろしく願いいたします。

○ **委員長**

本日はありがとうございました。

以上